

3月10日（木）  
（第2日）

## 令和4年第1回高森町議会定例会（第2号）

令和4年3月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
5 番	後藤 三治	1 2 月定例会一般質問回答の確認と今後の対応	<p>① 9月の一般質問が一部削除され再放送されたことにつき、町長及び総務課長から答弁を受け、議長及び議会運営委員長と話し合いを行った結果について、町長の見解は</p> <p>② 7月の臨時議会で提出された「議長不信任案」は議会サイドの案件で、町長は全く知らなかったと発言されているが今も同じなのか</p> <p>③ 町道の改修等計画は道路管理者である町が主導で行うべきと考えるが如何か</p>
2 番	津留 智幸	少子高齢化を踏まえ阿蘇地域でのスポーツ振興策とその財源について	<p>① ふるさと納税寄附金を活用したスポーツ振興策のこれまでの実績と、今後の財源確保をどのように行うか伺う</p> <p>② 当初予算でもふるさと納税寄附金の計上がなされているが、寄附者の意向について伺う</p>

			<p>③要望に応えるため、ロアッソ熊本と進めた事例を参考にヴォルターズについて具体的な事業内容を伺う</p> <p>④対象者を町民だけにとどめず、施設の供用など阿蘇地域でのスポーツ振興のリーダーシップを高森町が担っていくことについて、町長の所見を伺う</p>
--	--	--	---

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	後藤 巖 君	2番	津留 智幸 君
3番	後藤 清治 君	4番	牛嶋 津世志 君
5番	後藤 三治 君	6番	芹口 誓彰 君
7番	立山 広滋 君	8番	本田 生一 君
9番	田上 更生 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草村 大成 君	副 町 長	服部 信一郎 君
教 育 長	佐藤 増夫 君	総 務 課 長	東 幸祐 君
生活環境課長	津留 大輔 君	会 計 課 長	馬原 恵介 君
政策推進課長	荒牧 久 君	住民福祉課長	阿蘇品 かおり さん
健康推進課長	岩下 雅広 君	農林政策課長	後藤 一寛 君
建 設 課 長	岩下 徹 君	TPC事務局長	古澤 要介 君
教育委員会事務局長	緒方 久哉 君	監 査 委 員	古庄 良一 君
総務課長補佐	村上 純一 君	住民福祉課長補佐	石田 昌司 君
健康推進課長補佐	住吉 勝徳 君	建設課長補佐	土井谷 顕 君
TPC事務局次長	二子石 誠 君	総 務 係 長	芹口 孝直 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	村嶋 立章 君	議会事務局次長	今村 親助 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、税務課長、眞原友紀君、財政係長、木村允哉君からは欠席の届が出ております。

お諮りします。御手元に配付しております日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。

それでは従って議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（佐伯金也君）日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）皆さんおはようございます。5番、後藤です。

今回も、昨年9月、12月に行った一般質問と関連があることから、続けて質問を行います。町長には繰り返しの質問となりますが、対応方よろしく願いいたします。

今回の質問事項は、12月定例会一般質問の確認と今後の対応として1つ目、議長及び議会運営委員会との話合いの結果に対する町長の見解。2つ目に、7月提出の議長不信任案は、町長は知らなかったのか。3つ目、町道の改修等計画は、道路管理者である町が主導で行うべきではについて伺います。

まず、12月定例会で9月に行った一般質問の一部が削除されポイントチャンネルで再放送されたことに対し、ポイントチャンネル放送責任者の町長へ質問いたしました。どの議員も同じだと思いますが、一般質問を行う際は答弁される方に順を追って、わかりやすいように何度も原稿を訂正しながら質問を行っており、このことは傍聴される皆さんやポイントチャンネルを視聴されている方にも同様であります。その一般質問の要所を削除されますと質問の内容が変わることとなり、視聴された方々から内

容のない質問でがっかりした。また、詰めが甘いのでは等々の御意見をいただきました。

さらに、町外の方々からも、議長不信任案に値する行為をしたのか、何で議長を辞めたのか、高森町はおかしな町だな等の御意見をいただいております。さらに、このような御意見は現在も続いております。12月の質問に対する答弁で、町長からは、当然組織でありますから私が責任者です。それから、9月の放送が削除されたというのは、別にタイミング良くそこで見てたわけではございませんので、その後に放送が流れ始めて知ったわけでございます。

さらに、編集の指示などはいたしておりません。議会運営委員会で判断したというふうに聞いておりますと答弁されました。総務課長からは、最終的には議員さんの方が議会運営委員会で決定するという話を聞きました。第三者で構成する放送審議委員会に諮問され答申を得て、それで協議されて議会運営委員会で決定するという話を聞いておりますと答弁されました。

この答弁を受け、12月議会定例会後の12月22日、議長及び議会運営委員長宛て書面で質問を行いました。その後、回答期日の12月28日まで議長及び議会運営委員長からの回答はなく、同日午後4時頃だったと思いますが、議会事務局長から電話をいただき、今回の質問に対する回答は私議会事務局長に一任され、議会としては書面での回答はしないことに決定しましたとの連絡がありました。あまりにも人をさげすんだ対応と思いましたが、年の瀬でもあり年が明けてから再度連絡をすることといたしました。

年が明けて1月24日、面会での質問をさせていただくこととなり、議長、副議長、議会運営委員長、事務局員同席をいただき質問することが出来ました。なお、双方の発言をはっきりさせるため、録音と議事録を作成していただくようお願いし、これから話すことはこの議事録を基に行うものであります。質問内容は、まず町長及び総務課長の答弁のとおりであるのかの質問に対しては、そのとおりであると答弁されております。

要するに、第三者で構成する放送審議委員会に諮問され、答申を得てそれで協議されて、議会運営委員会で決定されたこととなります。次に、諮問された高森光の放送

番組審議委員会の答申内容の質問に対しては、議長からあなたが一般質問で個人名を出された議員さん、すなわち地元議員さんから議論がなされ、再放送でまた個人名が出てくるのにどうかということがあり、議長としては議会運営委員会に相談し、そして執行部の方にさらに相談した上で、放送番組審議委員会に諮問、答申をいただき、議会運営委員会で議論の上、個人名は編集していただいたとのことであります。

さらに、議長からはどこをどのように編集したかは見せていただきましたが、以前も放送された生放送を全部見ていないことから、放送時間1時間に収まっていることから許可したとのことであります。削除をしたのにあまりにも無責任な対応と思うばかりでした。私かは、放送番組審議委員会からの答申内容をコピーいただきたい旨、書面でも面会の席でも申し上げましたが、応じていただきませんでした。当事者である私には知る権利があると思いますがいかがでしょうか。

次に、議会運営委員会での決定内容の質問は、ただいま報告いただいた流れで決定されたとのことでありますのでここでは省略いたしますが、議会運営委員全ての方が同じ意見であったのか。当然、委員会議事録は作成することとなっておりますので、議事録のコピーを申し出いたしましたが、同様の対応で応じていただけませんでした。

次に、削除された箇所は地元議員に関することが主であります。その理由は質問は、繰り返しになりますがあなたが一般質問で個人名を出された議員さんから議論がなされ、再放送でまた個人名が出てくるのにどうかということと、議長からは後藤議員が特別に言われたこの部分については削除をお願いします。

そして、9月議会定例会最終日に後藤議員から訂正のお願いがあった部分は編集を指示したとの回答で、先ほどの相談を重ね放送番組審議委員会に諮問答申をいただき議会運営委員会で議論の上、個人名は編集していただいたとは大きく乖離し、最終的には議長が独断で削除したことが判明しました。私が訂正をお願いした箇所の編集は認めますが、その他の部分の削除には断じて応じられませんし、議員個人の発言の自由をはく奪するものと考えます。強く抗議いたします。

また、今回の質問のやりとりの中で度々出てくることは、あなたが一般質問で個人名を出された議員さんをよく強調されますが、議長と地元議員さんの関係が問われず。議長は、議員全体の長であるべきと考えます。私としては、再放送の一部を削除

された当事者として、なぜ私に一言も告げなかったのか。この行為が許せません。

さらに、議長から総務課長、町長あたりは、そういうふう最終的には一般質問で答えるかもしれないですが、実際は町部局ですとの発言は、互いの責任転換にしか見えませんでした。以上が一般質問の削除に至った経緯であり、特定の議員を優遇した不公平な対応と感じます。私といたしましては、怒りと同時に責任の追及を今後も行っていく所存であります。

そこで、ポイントチャンネル放送責任者であります町長から、今の話をお聞きになり見解があればお聞かせください。お願いします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 2月定例会一般質問の回答の確認と今後の対応というところが事項であり、3つの質問の1つ目のたかもりポイントチャンネルの一部削除再放送されたことにつき、この答弁を受けて、議会運営委員会で決定した結果、そのプロセスと現状議員さんが思われていることというふうに今考えました。

まず、私が答弁したように今回も同じ答弁になりますが、議員もおっしゃられたようにこの議会運営委員会で最終的に判断したというところは変わりはないというふうに思います。後藤議員も委員長、議長御経験なされてます。その中で1番言われておりましたのが、当然2元代表制のこの議会の在り方というところですね。そこで、私も前回の議会で答弁したように、やはり議会が何らかのプロセスをもって提案そして決定なされたこと、そして議会運営委員会でそこが議論なされたこと、そこに関しては私の方からは真摯にそれを受け止める以外は、執行部としては方法はないというふうに思っております。

今後も、引き続き議会の方で議論をしていただいて、放送等に関することもアドバイスをいただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）ただいま町長の方から、2元代表制の中で議会で決定されたまた議運で決定されたことについて、いろいろ言うことは出来ないというお話でございます。

そのとおりだと思います。私としては、その中でもやはりポイントチャンネルの責任者として、今後はそういう面にもよく目を通していただいて、放送されるように切にお願いしたいと思います。

せっかくの機会でありましたので、これまで何度か申しをいたしていた件について質問させていただきました。その質問は、議長及び議会運営委員会では、これまで大戸ノロ・本河原線の拡張工事が出来ない理由を確認されましたか。さらに、真相究明のため特別な調査委員会を設けてはとの申し入れに対して、議長からはこれは既にないということなんです。はいありません。もし特別委員会が必要であれば、所定の手続きは御存じだと思うので、他の議員さんが同調されれば設置を否定するのではないと回答をいただきました。私には、あなたがそのような議案を提出しても、賛同される方は誰1人いないと聞こえました。

地域住民の代表である議員さんが、長年苦悩を感じ危険と背中あわせの生活をされている現状を思うとき、住民の声に耳を傾けることをしないことなど考えることが出来ず提案したわけでありますが残念でなりません。

さらに、議長から不信任の件について今日まで引き続けているのは後藤三治議員の心の中だけ、私たちは去年で終わっているつもり。当時産業厚生委員長で、6月議会において地元議員に今後の諸問題に対応していただく旨報告したにも関わらず、その後1か月後それを無視した行動を議長がされているとの報告があった。さらに、事務局を通し要望書が来るという話を聞いた。後日、地域住民の要望に対し地元議員を参加させないことは、議会での委員長報告を尊重すべきであることから懲罰に値するとの話を受け、不信任に賛同したと話されました。

要するに、事実確認をすることなくその情報を提供された方の言うとおりに賛同したことになります。私としては、委員長報告を無視した行動をとったことはなく、地域の皆様の要望に議長として対応したもので残念でなりません。

また、他の議員さんで不信任に賛同された方の話を聞きますと、委員長から話を聞き何の確認もしないままサインした方、不信任の理由を告げられずサインした方もおられるようであります。他にもそのような形でサインされた方がいるのではと思います。

さらに、議長からは、6月議会で当時の産業厚生常任委員長、現在の議長でありま



すが、定例会を無断欠席されたことに触れられ、委員長は欠席届を事務局に提出するようお願いしていたが、後藤議長はその確認をせず嚴重注意をされた。このことに腹が立って不信任案に賛同したと述べられました。その言葉を聞いたとき、何と自分本位な考え方だろうと思いました。不信任の重要性を軽視した行為と思いました。いずれにせよ、議長不信任案を受け議長を辞任いたしました、一議員として今まで以上に町民の皆様の声を聞き、議会活動に邁進していきたいと考えております。

そこ町長に伺います。ただいま、当時の産業厚生委員長から6月議会において地元議員に今後の諸問題に対応していただく旨報告したにも関わらず、その1か月後それを無視した行動を議長がされているとの報告があったと話されました。この時点で、町長は何らかの情報を得ておられたのでは。

また、今思い出しますと、不信任案の前日7月13日、地域住民からの要望を受けました。その後、私たちは委員会室から事務局に戻りました。すると、事務局には地元議員さんがおいでで、私に対しなぜ要望の場に地元議員を参加させなかったのかと詰められましたことは、9月の一般質問でお話ししていることではありますが、その事務局に数名の議員さん、4名だったと思います。それから、町民の方も1名おいでだったと思いますが、事務局にお集まりになられましたので、これは私がいてはいけないのではないかと思い私は帰宅しましたが、その時不信任の話をされたのでは。これは、私の考えでありますので確認したわけではございませんが、そうであれば不信任案が提出される前に、既に町長は7月14日の臨時議会へ議長不信任案が提出されることを御存じであったこととなります。

加えて、7月14日の臨時議会は午後の2時からでありましたが、私が得た情報では午前中に事務局から行政側に不信任案の緊急動議を提出されることが伝えられていたと聞いております。さらに、不信任案提出者の議員さんとは、日頃から親しくお付き合いされているようでありますので、既に御存じであったのではと思っております。町長が、私の9月の質問に対し、7月の臨時議会で提出された議長不信任案は議会サイドの案件で、町長は全く知らなかったと発言されておられますが、今も同じなのをお答えいただきたいと思っております。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

前回の議会で町長として答弁したとおりでございます。そして、議員が今回新たにおっしゃられました午後からの議会だったと思います。私、その日実は他にも要件が当然ありますので、ぎりぎりに役所の方に、ぎりぎりだったと思いますがここに間に合った次第でございます。

それと、不信任案の動議と言うんですかね。動議を出された議員さんというふうな特定されるような話だったんですが。当然、この町長、議会議員さんというところは、のければ当然それは同級生だったり先輩、後輩はたくさんいますので。ただし、それは議員がおっしゃるように2元代表制のルールというところで、議会が何かされることに議長さん時代の時もそうですけど、私の方からどうのこうの言うということはありませんし執行部もそこは一切ございません。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） 9月の答弁同様全く知らなかった、そのいきさつも説明いただきました。そうだったのかなとも思いますし、先ほど提出者の議員さんのことと町長を関連づけたことも、そういう不信任案をいただいた本人としてはいろいろなことを思い浮かべる中での発言でありますので、どうか御了承いただきたいというふうに思います。

私も地元高校を卒業しまして、36年間役場に奉職いたしました。その後、議員として10年余り議会に携わっておりますが、本町の議会歴史上議長不信任案が提出されたことはなく、また全国でも熊本県でも類を見ないこのような不信任案を、何の説明もなく一方的に可決した本町の議会の行為について、元議長として許すことが出来ません。町を預かる町長として先ほども答弁いただきましたが、議長不信任案は議会サイドの案件と捉えるのではなく、町のリーダーとしての考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議会が法律上ルール定められる中で提案されることに関して、私たちが言うことは出来ないというのは変わりません。そして、町のリーダーとしてどうかということろ

でございます。議員が議長時代になされたことを評価いたしております。そして、今も継続されているのではないかなというふうに思います。議場でもお伝えしましたように、委員会に主導を置いた、委員会で決まったことは議会の方向性だということの進め方に関しては、なるほど私たちもピリッとして、委員会に対してもきちんと議論をしていかなければいけないというのを再確認したことではないかなと思います。これは、職員を代表して意見を述べさせていただきたいと思います。

また、委員長時代にリーダーシップとられたこと、そしてやっとなりに将来なるかもしれない、地元やはり高森高校という高校があるというところ、地元の生徒を大事にしたいというところも形になってくるのではないかなと思っております。その上で、町のリーダーとしてやはり議会には町民、地域が前向きになるような、そして町全体が前向きに進んでいくような活発な議論をしていただきまして、立法府ではございませんが提案権はございますので、執行部にどんどん提案をしていっていただけるような形を今までの歴代の議長さんも議員さんも思われていると思いますので、引き続きそのような議会になってくれればうれしいなど。そして、私たちもそこに一緒に議論をしていくことが2元代表制ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） 町長から、最終的には議会で決定されたこと、法律の基でされたということで、口出しは出来ないものの、今後とも執行部と議会が一緒になってまちづくりに努めていただきたいと、行きますというようなお話をいただきまして本当にありがとうございました。

最後の質問となりますが、9月議会の一般質問で、地域住民から町は道路改良の優先順位づけをどうされていますかとの質問を紹介したとき、町長からは道路事業の優先順位づけ方、これは熊本県も含めて全国の自治体、客観的な基準というものを示すことは困難です。

これは、いろんな要件がそこにあって、地方自治体の首長が法律の基提案をしているところが、総合的に判断するというのがそうではないかなと思いますと述べられております。これを聞きまして、私自身も町長の考えに同感したものであります。

そこで繰り返しとなりますが、今回の議長不信任決議案に起因した大戸ノロ・本河原線について質問いたします。町長は、平成23年4月町長に就任され、前任の藤本町長時代に始まった同町道の改良事業を継承され、現在の道路状況となる工事を繰越しを含め平成27年に完了されておられます。残りの1.8キロの今後については、これまでの改良工事は国からの道路整備交付金という補助金が使われ、この交付金は現在終了している。他の交付金事業を検討しましてもなかなか難しい。本当に地元の同意、本当の用地確約をいただいた上で、町単独事業で本気でやるとすれば、残りの区間約5億円かかりますと答弁されておられます。

これを受け、平成29年9月定例会後の議会報告会河原会場で、住民からの道路改良の質問に対し、地元議員で当時の議長さんから、皆さん駐在員さんへ地元住民全ての方の要望書を提出してください。それと、地権者の土地提供の確約書がなければ、測量設計には入りませんとの回答でありました。その翌日、当時の安藤吉孝議会事務局長へ同様の要請をされ、これを受けた安藤氏は駐在員とともに地元在住の地権者説明会と町外者への郵送での協力をお願いされ、平成29年12月19日町長への要望書、確約書の提出を行ったと聞いております。

あわせて、町道の未改修部分とその先にあります県道41号線、県道217号線約700メートルを改良工事にし、県へ要望書、確約書も町に提出したと伺っています。そこで私からは、町長自身が工事を行うための条件を示し、地域住民が条件に合った書類を提出したにも関わらず、工事を現在まで行わなかった経緯を当時詳細にお聞きいたしました。その時建設課長からの答弁では、同日付受付を行い要望書の確認をいたしました。同時に、添付された確約書の共有部分の名義人を確認しましたところ29名必要であります、そのうち19名の提出となっておりますと答弁されておられます。

町長からは、何回も要望の現地に足を運び駐在員や地域の方々と話をしましたし、単独で要望に来られた方も何人かおられた。この道路に関しては、地元議員さんに度々現状を伺っている。また、二転三転した御意見もあることから、今後は地元議員さんを中心に要望の集約に努めていただきたいとの答弁でありました。この答弁は、昨年の9月の議会でもいただいた答弁であります。さらに、産業厚生常任委員会では、6月

に地元議員を中心に事業を進める報告があり、6月議会でも同様な報告をされております。昨年の6月から本年3月まで9か月が経過いたしておりますが、地域住民や関係者の方はいつそのような会合がもたれるか待っておられることと思います。

そこで、私も地元の方々に確認をいたしました。現在まで何の会合もあっていないということでもあります。地元議員さんから町長に何らかの報告があっているのか。また、要望に不備があったとしても、またさらに二転三転した御意見を持っておられる方がおいでも、その解決に町長の言われる総合的に判断され、町道の改修計画等は道路を管理する町が主導で行うべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

要約しますと、町道の管理責任である町が主導でやはり改良等は行うべきではないかというところが、通告のとおりで今経緯を説明いただきました。その中で若干違うところもございますが、まず大戸ノロ・本河原線だけのために何回も足を運ぶということは執行部はございません。やはり、普段防災等も含めて建設課も管理しておりますし、また私たちがいろんな道路を通っているところです。総合的な判断というところに御理解をいただいたことは、当然委員長、議長御経験ですのでそのとおりかなというふうに思います。

その中で、やはり今回は産業厚生常任委員会が現地の視察を2度なされたと。その上で御意見をまとめられて提出されたということで、私としてはやはりこの産業厚生常任委員会のこれは総意と。つまり、議場でも諮られておりますので、議会の総意ということで緊急的な工事をさせていただいたということです。その上で、大戸ノロ・本河原線だけではない200路線以上ある町道の中で、歴代の首長さん時代から要望、また地元からの陳情というのは、多く行われている道路というのはたくさんございます。その中でも、出来てるところ、出来てないところというのもたくさんございます。ですので、今後も総合的な判断をしていく以外は私は方法はないのではないかなというふうに思っております。

それと、地元議員さんからということも、これは委員会で決められたことでもありますので、9月にその委員会の趣旨に基づいて答弁をさせていただきましたが、それ

は今も委員会では変わってないということです、今後地元議員さん含めて委員長さん、委員会の方から御意見が出てくるのではないかなというふうに考えております。

ただし、1点私の方から、これは委員会で決定されたことですのでそれには当然従って執行部も行きますが、町道は多くの町道がありまして、その都度その都度要望に来られた、確約なされたからといって着手できるものではございません。多くの理由がそこにはやはり重ならないといけない。前町長さん時代から、前々々も含めて課題が、やらなければいけない町道、そして地元の要望があつてそこには用地も出せますよというような案件も多々ございました。でも、実際やろうとするとなかなか地元の方でも知らないような課題があつたり、いろんな法的クリアしなければいけない課題があるところもございます。

今年、議員さんも私も任期では令和4年が最後ですけど、例えば今回提案をして今議会に諮らせていただいている町道の中でも、平成23年か4年に地元から再度要望いただいた道路が、やっと今回着手できるような例もございます。そういうところも勘案して、今後総合的に判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。あと10分余りでございます。

ただいま町長の方から答弁いただきましたが、まず1点目、私も産業厚生常任委員会に席をおいておりますので、現地に2度ほど委員さんと一緒に現地を見ておりますが。その時の話としては、要するに現道は非常に状況が悪いと。要するに、舗装が割れて凹凸が激しいから、まず修繕をどうするかという話での協議だったと私は記憶しております。

その時、当時の委員長からもこの道路の修繕と改修は別ですということで、6月の議会に地元議員さんを指名されているわけですから。委員会としては、これはもうこれで終わりということではなくて、現道の修繕をどうするかという話で現在工事がされている全面オーバーレイが終わったというふうに私は記憶しております。

それから、この前も私の質問にしたと思いますが、町道は要するに町長が言われるように200路線ほどありますから、ここだけということではないと思いますが、町長さんからすれば、この道をつくる方法を町民に、要するに同意書と確約書があれば

というお話をされたというのが1つですよね。それを受けて、地元民がやっぱり大変な苦勞されてそれを全部集められて提出されたということであれば、町長の工事をするための気持ちに添えておられるわけですから。

町道は200路線ありますが、それももちろんここだけということはいけないと思いますが、この路線に関してそれだけのやはり町長の考えを示されて地元がそれに応じられたということであれば、前向きにやはり考える必要があったのではないかなと私は思います。

そこで、現在まで工事がされていない、やはり地元民はあの要望書、確約書は何だったのか。普通の要望書、確約書と、私は種類がちょっと違う、要するにそういうのが提示されてそれを添えたという、地域住民の方は添いでおられるのではないかと私は思います。

それからもう1つ、これは言っていないかどうかわかりませんが、地元議員さんは河原地区民の方に、前回の選挙後町長との話が出来て道をつくりますと住民の方に言われたということも聞いておりますし、町長さんも地区住民に対して今度道をつくりますという言葉が発しておられるというふうに聞いております。ですから、地域住民の方は、29年に1度町長さんが提示された要件をクリアして要望書、確約書をされたとき、本当つらい思いされてるんです。その後前回の選挙の時に、今度をつくりますとまたお聞きになってるんです。それでも現在までに道が出来ていないということ。要するに、何度も何度もつらい思いをされているわけです。

ですから、先ほど申しましたように、そういった経緯を踏まえて町の道路管理者である町長さんがやはり主導的に、要するに出来る出来ないではなくて、まず地域に入ってそういう二転三転した御意見があるのもお聞きの上で今後どうするのか。もう出来ないなら出来ないとはっきりおっしゃらないといけないと私は思いますよ。そういう会合をしてくださいというお願いを先ほどからしているわけでございます。ぜひもう一度、今申しましたことを踏まえて最後の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

多くの要望、確約書的なものができる中で、議員もおっしゃられたようにそこだけ

というのは出来ません。その上で、私の方から常に建設課を通じて私の代になって伝えていることは、まずは要望書、まずはそういう書面で地域のことを出していただかないと始まらないというのが、私の大戸ノロ・本河原線のみならず全ての町道要望に関してはそこがスタートではないかと。なぜなら、私の代で出来ることと出来ないことも総合的な判断であるわけですから、それは引き続き残していくということが大事というところで伝えております。

それと、その選挙云々というのはあまり私そういうところで道路の約束などをする政治家ではございません。道路の約束、建物の約束など何て言うんですかね。そういう話をまずそもそもがやらない。ただ私が言ってるのは、どこの地域の方にも言ってるのが、地域がまとまってその地域の代表の方、つまり議員さん等と一緒にやっていただかないと、出来るものも出来ませんよというお話はいつもさせていただいております。

それと今後について、産業厚生常任委員会で、議会で決まったように、地元の議員さんを中心に意見をまとめて、例えば緊急的な今回オーバーレイの工事を行いましたので、その結果がどうだったのか。そして、実際地元の地権者の方たちがどう考えられているのかというのを、地元がまとめて地元議員にそこを一任するというような方向性が出ておりますので、今後結果を執行部としては受けた上で、前向きに意見があれば判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） 町長には、重ねての質問で大変申し訳ございませんでしたが、そういったプロセスを経て必要があれば町としても判断していくという最終的なお話だったと思っております。今後も、私たちそういう改良を望んでいる者として、そういう努力をしながらまた町の方をお願いしていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

最後に、議長へ申し上げます。私は、一般質問で議長に対し、9月定例会の一般質問で行ってはいけない議会進行を深く反省いただくとともに、一議員を優遇した一連の行為に対し、議長の責任を問うと申し上げました。また、今回の一般質問の削除を



私に断ることなく、一議員の申し出を重視し独断で削除した行為については、断じて許すことが出来ません。議会を代表する議長として、私は議長を認めることが出来ません。早急に辞任されることを望みます。

それともう1つ、これは本人の承諾を得てお話いたします。7月13日、地区住民が要望に来られた中の1人の話であります。翌日、地元議員の支援者とお会いしたとき、その方から今後はうちの上の道を通るときは気をつけなっせと何度も言われたとのことです。その方は、このことを聞き怖くなり警察に相談しますと、警察官からはこれは犯罪です、今後このようなことがあったときは録音されるよう勧められましたので、その後録音機を持ち歩くようになったと話されております。

また、議会の議員の2名から町でお会いしたとき、挨拶しても挨拶を返すでなく、じっと何秒もにらみつけられた。これは、暗黙の脅迫とも話されております。私たち議員は、町民の代表であります。その代表が、町民に不愉快な思いをさせてはならないと強く感じます。以上で質問を終わります。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君の質問を終わります。

11時10分から再開をいたします。暫時休憩でございます。お疲れ様でございました。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き一般質問を続けます。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2番、津留智幸です。明るい未来のための一般質問をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

昨年から、もうコロナコロナ世の中が暗い状況で過ごしておりますが、昨年は東京オリンピックまた北京オリンピックとスポーツの大きなイベントが開催されて、たくさんの方々がその中継を見ていろんな感動を覚えられたことと思います。つい先日いろんな方に聞き取りをしまして、どういった場面で感動されたかということで聞きましたところ、若い人たちは新しい競技、スケートボードであったりスノーボードであ

ったり、そういった新しい種目そして若い人が活躍する姿に感動を覚えたそうです。

方や年配者の方に聞きますと、やはりベテランの選手が今までの実績を維持しようと必死に頑張っていて残念なことに良い結果が出なかった。その時の悔し涙などそういったものに感動されたようです。それぞれの世代がそれぞれの気持ちでいろんな競技を見て、そのスポーツを見ながら意識を高めていく。大げさに言うと国威発揚と言いますが。スポーツで人々の気持ちが高まっていくということで、改めてスポーツの重要性が分かった年ではないかと思います。

それでは今回の一般質問ですが、そのスポーツの環境とそれを担保する財源について幾つかお聞きしたいと思います。当町は、これまでたくさんのふるさと納税応援基金をいただきまして、それを活用してスポーツ振興策が取られております。まず最初に、総務課の方にこれまでの基金を活用した実績、そして今後その財源確保をどういうふうに考えているのか、総務課にお聞きします。

○議長（佐伯金也君）総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）ただいまの津留議員の質問にお答えをいたします。

全国の皆様からのふるさと納税を活用して、平成28年度から町民のスポーツや文化に親しむ環境づくり、それから小学校クラブ活動の社会体育移行に伴いまして、児童生徒のスポーツ環境整備に取り組んでまいりました。具体的には、これまで総合型スポーツクラブ高SPOが運営する各種教室に対する備品、用具の購入の補助、それから大会等の参加のための移動手段としまして、マイクロバスを2台購入しております。

それと、小中学校の部活動への支援、サッカーチームでありますロアッソ熊本との連携事業。それと、イベントとしましては大相撲高森場所等々、合計約4,500万円ほどを活用しているところでございます。なお、これはスポーツの事業でして、文化事業であります吹奏楽部等の費用は含まれておりませんので申し添えさせていただきます。

今後のスポーツ振興などの社会教育振興対策の財源につきましては、今後もふるさと納税を活用しながら、あわせまして企業版のふるさと納税も活用しながら、事業所などの意向に沿う形で活用をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） たくさんの金額をスポーツ振興に割いていただいて、本当にありがたいことです。当初予算でも、今回また多額のふるさと納税寄附金が計上されております。企業版ふるさと納税も、びっくりするような金額が上がっております。これは、やはりこれまでスポーツ、社会体育、それから学校の体育もそうなんですけども、スポーツ振興に関わっていただいたその教育委員会の皆さんの熱意と、それにあわせて総合型であったり様々な種目の指導者の皆さん方、そしてまた保護者の皆さん方の理解があつて様々な活動を行ってきたおかげで、それがいろんなところに波及しましてそういった一生懸命スポーツ振興してる町を応援しようということで、いろんな企業さんが高森町に寄附をしてくださったと思いますが。今回、大きな額の企業版ふるさと納税が計上されておりますので、その企業様の御意向と言いますか、どういったふうに使ってほしいとか、何か要望が役場に伝えてあればその意向を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（佐伯金也君） 総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） ただいまの津留議員の質問にお答えします。

企業からの寄附されて何に使って欲しいかという要望ですが、高森町の子どもたちだけではなくて、阿蘇全体のバスケットボールの普及活動に活用していただきたいという要望があつております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） バスケットボールに関する、高森町だけではなく阿蘇地域での普及をお願いしたいという意向があるようです。それをもとにじゃあどういった活動をするかということで、まず最初に私なりにバスケットだったらこういうことを基本に進めていけばいいのではないかなというのを、ちょっと御提案したいと思いますが。

最初に資料を配りました、資料の2ページをご覧ください。総務課長が御説明されましたが、企業版ふるさと納税を使ったスポーツ振興ということで、住民の皆様もちょっと内容がよくわからないかもしれませんので、ちょっと図にしてみました。まず企業さんが町へ寄附、そして使い道であったりそれを町に提示されます。町はそれを受けて、どういった内容を具体的に進めていくか、それから町がするのかどこかの団

体に業務委託するのかを決めていきます。

仮に業務委託ということで、プロの集団で委託するとなれば、これをプロの方から指導者を派遣していただけますし、またその競技の振興にもなります。それぞれのメリットといたしまして、その企業が社会貢献活動をするということで、その企業のイメージアップに繋がってまいります。

また、町のメリットといたしましては、地方の人口の少ない田舎町ではありますが、都市部と変わらぬスポーツ環境の整備がこれから見込まれます。そして、プロ組織のメリットといたしましては、その競技の普及であったり強化であったり、それが組織のメリットとなってまいります。

では、資料の3ページをご覧ください。熊本には、ヴォルターズというプロのバスケットボール組織があります。バスケットボールの普及ということで御寄附がありましたので、それではプロの組織にいろんなことを業務委託して、普及を図っていただいたらいいのではないかとということで先ほども述べましたが、高森町だけではなくて阿蘇地域全体でバスケットボールを普及して競技の普及に繋げていきたい。

また、なかなか田舎の子どもになりますとプロ選手の姿を直接見る機会がございませんので、いろんな小中学校であったり幼稚園保育園であったり、子どもたちにプロの姿を直接見てもらってプロとの交流をしてはどうだろうか。それから、ヴォルターズにはチアリーディングのチアダンスの組織がございます。御存じの方もいらっしゃると思いますが、試合の途中でそのダンスを披露して会場の雰囲気盛り上げたり選手を応援してくれたり、また、チアダンスと申しますと、数年前に福井県の福井商業高校というところが、全米の大会で優勝して4連覇を飾っております。そういったダンスの部分も今学校教育でも取り入れてらっしゃいますが、こういったプロのチームの所属するチアダンスチームも高森に来て、阿蘇の子どもたちにチアダンスを普及していただくといいのではないかなと思います。

これは私が考えた案なんですが、実際に所管される教育委員会の方にお伺いしたいと思います。企業さんから、阿蘇地域のバスケットボール普及のためにヴォルターズを活用しながら裾野を広げていって欲しいというそういった要望に応えるために、今後どんな活動を行っていくか。幸い高森はサッカーのロアッソ熊本と、こういったプ

ロとの繋がりを持っておりますので、これを参考に今後熊本ヴォルターズと具体的な事業内容をどう進めていくかお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）こんにちは。2番、津留議員の質問に対してお答えいたします。

現在、高森町だけではなく阿蘇全体においてバスケットボール人口が減少し、単独チームでの試合出場が困難な状況になっておりますが、同じような状況にあったサッカーでは、平成30年にロアッソ熊本と子どもたちに夢、阿蘇に活力を創造する企業誘致事業実施協定を締結し、ロアッソ熊本ジュニアユース阿蘇を設立して、プレーする機会をつくり出すことに成功しています。

この実績を踏まえ、特に中学生年代を中心としたバスケットボール環境を整備するため、熊本ヴォルターズとの連携協定を来年度早々に締結し、将来的にはいただいた寄附を活用し、阿蘇地域におけるジュニアユースクラブチーム設立に関する活動を推進していきたいと考えております。

また、高森町が起点となって阿蘇地域全体で展開することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大から地域活性化へと繋がるようお互いの強みを活かし連携する計画を考えております。その一歩として、子どもたちや地域指導者のスキルアップや阿蘇全体で取り組む環境を整備するため、熊本ヴォルターズに所属するプロの指導者を高森町地域おこし協力隊として委嘱することで、当事業の立ち上げを支援できるものと考えております。

また、実際にプロチームの試合を観戦しやすい環境づくりを進め、高森町や阿蘇地域の子どもたちが将来熊本でプロ選手になりたい、阿蘇のヴォルターズでプレーしたいと、阿蘇からチャレンジできる環境整備と人材育成、可能性の拡大に取組みたいと考えております。以上です。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）ありがとうございました。具体的にヴォルターズとこれから一緒に提携していくわけですが、これまでロアッソとの経験もございますし、それを踏まえて様々な交流そして普及が出来ていくといいと思います。

最後に、資料の4ページをご覧ください。今回のバスケットボールだけにとらわれず、スポーツ全般における振興における課題、高森町が今抱えている課題とその対策について少し述べてみたいと思います。

まず、先ほどもおっしゃいましたように少子高齢化で競技人口が減っております。種目によっては、1校2校だけではなく、3校も4校も合わせて出場しないと試合が成り立たないなど、なかなかこれは少子高齢化で厳しい現実ではあります。その対策として、町だけで考えるのではなく、やはり広域にわたって参加するチームを編成するそういったことが必要になってきます。

また2番目に、種目が多様化しておりまして、様々な競技をさせたいというそういう要望がたくさんございます。それには、やはりその設備が必要になってきますが、それこそ高森町で全ての競技の施設をつくるとなると、それはそれはとても厳しいものがありますので。これは、やはり近隣町村と連携をして、この競技についてはこの町村が力を入れていく、この競技は高森町がするなど。そして、そのスポーツ施設のそこの地域の人だけではなく、阿蘇地域で関連する人たちはスムーズに使えると。別に南阿蘇村の施設であっても、高森町民が使える。高森の、施設であっても、南阿蘇、西原の村民の方が使えるという、そういった連携をこれからとっていく必要があると思います。

また、最後に都市部に引けをとらない環境整備ということで、やはり親御さんたちにとってはいろんなことを子どもに経験させてあげたい、チャンスをつくってあげたい。現状は、なかなかそのためには、大津町であったり菊陽町であったり熊本市であったり、そういった遠方まで車で送迎して時間をかけてそのチャンスを掴ませると。本当に大変な思いをされておりますので、ここは企業であったり行政であったり、そして学校現場、そして住民の皆さん方がそれぞれを合わせて知恵を出し合いながら進めていけば、田舎の子でも様々なチャンスがもらえる経験が出来る。それが、わざわざ都市部に移住しなくても田舎に住んで生活できるという、そういうふうに繋がっていけばと思っております。

先日、弓を引く弓道会の練習場にちょっとお邪魔して聞き取りをしました。10名ぐらいの会員の皆さんが、普段は町民体育館の仮設の練習場でされていて、本格的に

練習するときはアピカの弓道場まで行かれて練習をされています。弓道会は、年齢構成が20代から90代までいらっしゃいまして、年をとっても全然若い者には負けなように競技ができる。その年配の方も、若い人たちと競技ができることでとても生きがいを感じていると。

ただ1つの悩みは、やはり練習場の確保と、それと子どもたちに弓道を教えていきたい普及してあげたいけど、残念なことに高森町には今弓道場はないということで。様々な競技でそれぞれの課題を抱えていらっしゃいます。

そこで先ほども申しましたように、町民だけがその施設を使えるという施設の普及促進ではなく、阿蘇広域にわたって阿蘇地区の人たちがそういった施設をお互い使われるような、そういった仕組みをぜひ町長にはリーダーシップを取っていただいて、他の町村長さんにも呼びかけられて協議に移ってもらいたいと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）津留議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、多額の企業版ふるさと納税、ふるさと納税もですね。寄附していただいた個人の方、企業の皆さんに、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

そして、今議員が一連の流れで、特に津留議員がこの高SPOに最初より参加していただいて、役職も担っていただきながら現在に至ってるというところで大変すばらしいなと思いますし。同時に、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成28年度以降は多額のお金をスポーツ、先ほど総務課長が申しあげましたが4,500万ですか。5,000万以内と。これ文化合わせますと、物凄い金額に実はなります。この恩恵を、住民の方、参加されてる方が、肌で感じられているのか、理解されてるのかは私はわかりませんが。結果として見たときに、例えばスポーツだったら高SPOの中で教室数が増えている。文化で言えば、吹奏楽が近年例にないような賞をどんどん取っていった。そして、例えば高齢者の地域スポーツだったグラウンドゴルフ等も、そこにふるさと納税を使うことによってより参加しやすい形になっているのは、これは現実だし事実だというふうに思っております。

これまで教育委員会が主体となってやっていただきました。高SPOの職員さんが

主体となっただけに、本当に感謝申し上げたいと思います。私の役目は、まずそれを実現するためには稼ぐこと、自主財源をきちっと稼ぐことというところで、ふるさと納税、企業版ふるさと納税を利用させていただきました。

その上で、今議員が挙げられた課題は、当然全てが課題でございます。リーダーシップという点で申し上げますと、サッカーで議員が御紹介なされましたように、ロアッソのジュニアユースチームを高森町が先頭となってつくらせていただいたおかげさまで、現在球磨地方の方にもこれが広がっておりまして、人吉の方も含めて高森、阿蘇地域でやったことが、そのまんま向こうで行われているというふうにお聞きをいたしております。

そして、あと2年もしくは5年経てば、この高SPOの初代のロアッソのジュニアユースチームの選手が高校卒業して、もしかすればプロになる方も出てくるかもしれませんし、実業団で活躍される方も出てくると思います。非常に時間がかかることですけど、地に足をつけて高森町がこれまでやってきたこと、高SPOがやってきたことは、正解ではないかというふうに考えているところでございます。

そして、今後の課題について議員がおっしゃられたのは全ての課題でございます。私も、ロアッソ熊本の時に阿蘇市を含めて各自治体の首長さんにいろんなお話をさせていただきまして、高森が目立つのではなくて、阿蘇全体でやりましょうと。そして、今使う有効な施設としては、例えば阿蘇市で言えばアピカ。その他グラウンドもございますが、ここを柔軟に使えるようにというところで、ロアッソ熊本のジュニアユースの開校式、つまりスタート、キックオフの式典は高森町でやらずに、阿蘇市で実はやったわけでございますし。私も御挨拶はさせていただきましたが、あくまでもサブの参加というところで、阿蘇全体の中心の阿蘇市と一緒に全体的にという方向性でやってまいりました。

しかしながら、現時点で議員も感じられていると思いますが、全体でやれてるのかというところはやれてはいるんですけど、ではそこに負担金などお金の話になるとなかなか進まないところがございます。当然、今後もヴォルターズさんのジュニアユース設立に向けて、先ほど緒方局長が申し上げましたように協定を結んでスタートすることですので、バックアップをしていきたいと思っております。と同時に、津留議員



は広域議会の議員さんでもございますので、これは例えばの話ですけど広域議会で一般質問もございますし、何といても議会で1番まとめる力を持っている広域議会の議運での議論をもって、阿蘇市町村会へのこの提案だったり、阿蘇郡町村会への提案というところを、広域議会の議運で例えばまとめるというのも1つの例としての案ではないかなと。その上で、市町村長でそこを図る。そして、当然グラウンド環境に関しましては、現在1番大きいのはアピカでございますが、これを例えば南阿蘇地域に1つつくるとするなら、それは当然近隣の自治体との協議が必要でございます。

南阿蘇鉄道のJR乗り入れ、35年間ですか、実現出来てなかった乗り入れを今果たすきっかけとなったのは、高森町議会の強固な一歩引かないやるぞという姿勢が全てだったのではないかなと私は思っております。ですので、例えば近隣自治体と議会で話していただくというのも、1つの手段ではないかなと思います。南鉄の復旧と同時に議論をスタートさせて、南鉄の駅周辺にある、みんなが利用しやすいようなそういう将来に向けての提案というのも今後議員にもお願いをしたいというふうに思っております。

それともう1点、今回の質問に議員が普段から言われていることですのであえて載せられなかったと思いますが、これは課題として1番出てくるのは、教える側の指導者の報酬であったり環境待遇だと私は思っております。現在、学校の先生が赴任なされたら部活動を担任する、もしくは何かを教えるというような方向性でこれまで日本の教育は動いてきました。今後、学校の先生の環境を改善するという中で、文部科学省の方でも議論なされておりますが、部活動を持たなければいけないのか、やらなければいけないのか。そもそもが、学校の時間が終わった後にもう1回働くというところも今議論されております。

高SPOは、一社化がこれで出来るということで、これ1番期待をしているところでございます。ただし、そこに教える側が集まられて、そしてその方がボランティアでいつまでできるのかというところに、やっぱり必要なのはお金であって財源かなというふうに思っております。議会の皆さんも引き続き御協力いただきまして、企業版ふるさと納税、ふるさと納税に向けて広報活動をお願いしたいというふうに思います。

今私が申し上げました、この指導者に関する報酬であったり待遇であったり環境整

備というところもあわせて、議員が今回御提案なされました最後の4枚目の4つのこの課題事項を含めて、阿蘇郡市でリーダーシップを取っていかなければいけない阿蘇市町村会長として頑張っていきたいというふうに思いますし、同時に広域議会でのいろんな議論もやっていただいて、提案をしていただくということで少しは動くのではないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）広域議会の件は大変有意義な御意見ですので、幸い高森の議長が広域議会の議運委員長さんでございまして、議長とも相談しながら今後進めてまいりたいと思います。子どものスポーツ環境の整備は、大体目途と申しますかやり方は経験を積んでわかってきておりますが、あわせてやはり少子高齢化ということで、お年寄りの皆さん方の健康推進にもスポーツはなくてはならないことです。

健康アプリの件も、今されておりますその普及促進にも向けて、やはり今後協議をなされる高森高校の第2グラウンドの活用方法であったり、町民体育館のあり方の提言を踏まえた今後の方向性であったり、町民全体がスポーツを通じて少しでも健康寿命を延ばして行って、みんなが笑いながら過ごせるような町になっていけばいいと思います。それでは、私の一般質問はこれで終了します。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君の質問を終わります。

少々早いですが、ここで休憩に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。それでは、午後1時から再開をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時04分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き一般質問を続けます。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）こんにちは。1番、後藤です。

今回は、当町における公共交通機関の現状、そして位置づけ、今後について聞いた

いと思います。

先般2月18日より始まった熊本県議会定例会におきまして、蒲島知事が令和4年度当初予算の説明にて、持続可能な経済活動の実現として、本県ゆかりの漫画アニメとコンテンツとスポーツと観光の組合せ、さらなる旅行需要を創出すると述べられました。さらには、創造的復興の推進として、南阿蘇鉄道が計画している来年夏頃の全線復旧とあわせたJR豊肥本線への乗り入れについて、県として強力に後押しをする、地元町村と連携して環境整備を支援すると話をされました。特に南阿蘇鉄道につきましては、かなり踏み込んだインパクトのある説明要旨であったかと思えます。

そこで、当町を振り返りますと、例えば高森駅から高森にある観光スポット、施設に、どのように効果的に誘導するのか。その中で、交通機関としては町民バス、タクシーなどありますけども、これは2次交通という話になりますが、どのように利便性を高め変化をさせていくのか。今現状どのように考えているのか、検討しているのかを聞いていきたいと思えます。

また、その公共交通の会議の中で、私が知りうるところでありましたら地域公共交通会議、そして南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画、この会議が2本ありますので。まず、地域公共交通会議につきまして、政策推進課長より説明を求めたいと思えます。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）こんにちは。1番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

公共交通会議における役割と議論ということで、地域公共交通会議は地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進しまして、利便性を向上させるために地域の実情に応じたバス運行等の形態及び運賃、料金、事業計画等につきまして、地域の関係者による合意形成を図る場として道路運送法に位置づけられているものでございます。

本町におきましても、町民バスや乗り合いタクシー、それから有償運送等の議論を行う場として、随時議題がある場合に議論を行うこととしております。なお、令和3年度におきましては、コロナウイルス感染拡大防止のために書面決議を1回行っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） 続きまして、先ほど 2 つ目を申し上げましたが、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画、この役割と議論を続けて説明をお願いいたします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして策定するものでありまして、南阿蘇鉄道の全線復旧を見据え、南阿蘇鉄道の持続可能な経営を確保することを目的に平成 30 年 3 月に策定しまして、2018 年度から 2032 年度までの 15 年間の計画期間とされております。

南阿蘇鉄道の持続可能な経営というのは、南阿蘇鉄道の利用者をどう増やしていくかという問題でありまして、計画ではそのための方策といたしまして、南阿蘇鉄道の J R 豊肥本線乗り入れや他の公共交通機関との連携、それから 2 次交通など様々な取組みが記載されております。

令和 3 年度は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律改正により、名称を南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画に変更することとしております。上下分離方式導入や豊肥本線との接続強化策などの具体的施策の見直しを、今月までに予定しております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） 先ほど、2 つの会の話を説明をいただきました。地域公共交通会議は、現在運行されている交通機関の協議の場として、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網計画は、南阿蘇鉄道の持続可能な経営をしていくためという説明でした。確かに、鉄道を主に周辺町村の交通形態の整備、それが南阿蘇鉄道の利用する乗客の利便性を視野に入れて整備していく、これは非常に重要なことだと思います。これは、当然南阿蘇鉄道利用される沿線住民の方、そして来られたお客様が乗られる方、そういうところも全部踏まえた上での会議になってくるかと思えます。

そこで、南阿蘇鉄道の例えば沿線住民の交通手段として、南阿蘇鉄道の利用客の 2 次交通の手段としての利用促進策は、今どのような形で考えられ進められているかということを探りたいと思います。政策推進課長お願いします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、荒牧久君。自席から結構です。

○政策推進課長（荒牧久君） 自席から失礼いたします。

住民の交通手段として、南阿蘇鉄道の2次交通としての手段と利用促進はということなんですけども。2次交通等整備につきましては、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画に基づきまして、高森駅を交通結節拠点といたしまして整備をしまして、機能強化また大型バスの乗り入れ等を行いまして、地域住民や観光客など様々な利用者の利便性向上のため、2次交通の接続を強化していきたいと思っております。

現在、高森町における公共交通機関は、町内一円を運行する高森町民バスの7路線と、利用者の希望に応じてあらかじめ定めた出発地点から目的地まで運行する予約型乗り合いタクシー、これは高森環状線それから津留野尻線、河原、尾下とこの4路線と、大きく2つの公共交通機関で、町民の移動や観光客の足として担っている状況でございます。

今後の2次交通整備につきましては、南阿蘇鉄道の全線復旧を見据えた2次交通アクセス、それから地域住民の利便性向上を図るために、南阿蘇鉄道を幹線とした地域内外への移動を、バスやタクシーを補完するネットワークの構築を今後進めていきたいというふうに考えております。

地域住民の声を反映しまして、ニーズに対応した見直しを今後引き続き公共交通会議等におきまして協議してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） ありがとうございます。やはり、例えば行政が事業を行うにしろ主役は住民、出口は住民であるという中で、やはりその南阿蘇鉄道、町民バスも含めて、それに乗られる方がやはり主役であるという観点のもとで、いろいろこれから策を練りながら全線開通に向けて整備をしていただけたらと思います。

高森町総合計画後期計画の中でも、これは目標1の6で出ておりますが、観光旅行者、来庁者の利便向上の弱み、移動手段の自由度が少ないということが明記されております。ここは、ただ政策推進課だけでなく、やはりそれに関連する、例えばスポーツ関連でありましたら今日津留智議員が先ほど一般質問に立ちましたけども、スポーツを利用するのにどのような形が1番望ましいのかなど。当然、これは福祉、健康推

進やっぱりそういう意見を吸い上げた上で、より良い利用者にとって使い勝手のいい交通形態というのを、しっかりと議論していただけたらと思います。

また、私どもも議会として当然住民の代表としていろんな意見は聞くわけですから、そういう意見も提言しながら共に進めていければと思っております。そこで、大体住民の方が移動する手段というふうにパンと頭に思い浮かぶのが、おそらく町民バスがまず1番頭にあがってくると思います。その町民バスの、今九州産交のバスが走ってるかと思いますが、そこに例えばどれだけのコストがかかっているのかというのは多分結構知らないと思いますので、そのランニングコストも教えていただけたらと思います。政策推進課長よろしくをお願いします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）自席から失礼いたします。

町民バスのランニングコストということですが、町民バスにつきましては本年度の実績額で言いますと、産交バス株式会社への運行事業費が3,676万3,000円の支出となっております。そのうち、熊本県からの町への補助金が291万1,000円。一般財源の支出が、3,385万2,000円の支出となっております。

ですが、このうちの8割は特別交付税の対象経費としまして特別交付税が入ってきます。町の負担としましては、約670万円の支出で運行しているというふうな状況でございます。以上です。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）全体的なコストとしては、約3,670万というところで。あと、県からの支出として291万、特別交付税が3,380万ということで、町の実質持ち出しは670万という説明だったと思います。この件につきましては、1番最後に町長に町民バスについてということでお尋ねする前段として、コストがどれだけかかっているかというのを聞きました。

また、町民バスという性質上福祉という部分もいろいろ兼ねているので、実際にコストが全てという話ではないんですけども、実際にどれだけのお金がかかっているかというのを知っていただきたくて説明をさせていただきました。また、町民バスの利用につきましては、2021年10月22日の熊本日日新聞、これ記事を読まれた

方もいらっしゃるかと思いますけども、当町の町民バスを使って旅をしたという投稿がありました。路線を全部利用して、その途中にあるところで降りて楽しんでという、1日楽しく有意義に過ごせたとそういうような投稿でありました。だから、こういう投稿もやはり1つ参考にしながら、住民と観光客の方が融合できるような交通形態というのをつくっていただけたらと思います。

また、町民バスにつきましては、最後にまた町長にお尋ねしたいかと思います。そこで、今使える交通手段として町民バス、タクシー、そして先ほど有償のという部分もありましたけども、社協さんがやってらっしゃる有償のサービス。昨日質疑でちょっと話が出ましたけども、シニアカーという話が出たと思います。当然、このシニアカーというのも高齢者対策、そういうところも踏まえた上での施策ではあるんですけども、そのシニアカーについて利用度についてまず住民福祉課長に利用度を尋ねたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君） 住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん） こんにちは。1番、後藤議員の質問にお答えいたします。

まず、シニアカーにつきましては、高齢者の外出機会創出と運転免許証返納を推進するために、令和2年度地方創生臨時交付金を活用しまして30台を購入いたしました。そして、令和3年2月1日から貸出しを開始しております。貸出状況といたしましてはこれまで16台を貸出しましたが、視力低下や町外への転出などにより3台が返却され、現在13台を貸出しているところでございます。

令和3年10月からは、運転免許証返納予定者も対象者に加え貸出し要件を緩和したところでございます。今後も、シニアカーの利用促進に向け、たかもりポイントチャンネルや回覧などにより町民の皆様への事業周知を行っていききたいと、思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 答弁ありがとうございました。

これからますます高齢化が進み、免許返納と交通弱者の方も増えてくると思います。そのことによって、外出機会が失われていくという未来も想定される。その中で、や

やはりその方たちの活力というものをやはりこちらから準備をしてあげる必要というの  
も当然行政としては出てくると思います。その中で、シニアカーの利用というものが  
出てきたかと私は思ってます。やはり、中で閉じこもって1人で過ごすより、やはり  
外に出て人と語り喋って過ごすという、そういう生活をする事でやっぱりより良い  
人生が送れると思いますので。

今のところ13台という話出ましたけども、これは当然私たちの努力もしなければ  
いけない部分ではありますが、やはり有効に使っていただくということを強力に進め  
ていく必要があるのかなと思います。この一般質問を考えた後に私たちも議案を見た  
ので、この度シニアカー利用促進事業補助金というのが組まれておりました。カーポ  
ートの設立や電源、こういうものの充電などそういうものもいろいろあったかと思  
います。そういうものも踏まえた上で、より良い条件整備をしていくことでさらに利用  
度を上げていく。

さらには、例えば昔よく高森の高森で高森地区、草部地区、色見地区、野尻地区み  
たいなそういうあれがありました。その場でもしそこに拠点があるならば、そこから  
また借りれるような策など。やはり、例えば遠方地に住まれてる方が役場まで来て、  
役場からさあ果たしてどう持って帰ろうかなどという疑問も考えてらっしゃる方も中  
にはいらっしゃるかもしれない。それが、私が考えてるだけでもしかしたらいやもう広  
報してますよと言われたらそれは終わりなんですけど。やはりそういう広報もしっか  
りTPCでした上で、シニアカーの利用促進などいうものをしていっていただけたら  
と思います。

もっともっと突っ込んで言えば、町の総合計画というか、やっぱりその計画の中に  
シニアカーの専用レーンなどそういうものを整備することによって、より安全なルー  
トの確立など、これは道路交通法の問題などもありますから一概にすぐできるという  
わけではないですけども。その利用される方が、やはり不安を感じることもなるべく  
ない、取り除くということも行政としてしていただけたらと思います。

そのような中で、先ほど3名の方がシニアカーを返納されたという話が出ましたけ  
ども、その次の問題としてシニアカーも乗れない方、こういう方を例えばそれでも外  
出機会の創出ということをつくり上げていくという中で、もうそうなってくればタク



シーなどはやはりドア・ツー・ドアみたいな形で動きやすいかと思います。タクシーを利用しやすくするという事で、福祉チケットなどを銘打って高齢者の外出機会をつくるというのを提案したいと思うんですけども。これは私からの提案ですので、そういう考えはどうかというのを住民福祉課長に、感想としてもいいですから答弁ただけたらと思います。

○議長（佐伯金也君） 住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。自席で結構です。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん） 自席から失礼いたします。後藤議員の質問にお答えいたします。

高齢者向けにタクシーチケットの配布をしてはどうかというような御提案かと思えます。これにつきましては、公平性や財源の確保など検討すべき課題があるかと感じております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 確かにそうです。なかなか公正であれなどいろいろやっぱり諸条件もあるし、実際に行政が住民に向かってするサービスというのは、やっぱり均等に公正にというその部分というのは、視点としてどうしても外せない部分があるので。そこに条件を付けるならば、どのような条件下で行えるかなどいろいろまだ諸問題はあろうかと思えます。

ただ、確実に先ほどのシニアカーの話でも出ましたけども、例えばシニアカーに乗れる人はそれでいいかもしれない。でも、乗れない人たちをどのような形でカバーしていくのかというのは、これからどんどん課題になってくるかと思えます。やはり、乗り合いタクシーの話も先ほど政策推進課長の方からも出ましたけども、乗り合いタクシーも予約制で実際に町民バスの代替としてつくって行かれたと思うんですけども。もっともっと利用者の人が利便性がよい、言えばいつでも使える、何かあった場合でも呼べる、そういうところでのやっぱり動きというのも考えていってもらったらいいいのかなと私は思います。

そして、今現状その乗り合いタクシーをしている事業者が、その時間というのは例えば時間拘束が当然あるわけです。その時間拘束の分は、乗らなくてもお金を払われるのか。乗らなければ利用度にあわせてしか出ないのかという話になれば、当然タ

クシー事業者の方もその分やっぱりきついという部分も出てくると思いますので、そのタクシー事業者の自由度と利用者の自由度、こういうものも図りした上で、利用者にとってメリットがあるような形になっていければ理想ではないかと私は思います。また、シニアカーにつきましては常任委員会もありますので、大いにそこで話を進めさせていただけたらと思います。

そこで、今までの話の中で、使える交通手段としては南阿蘇鉄道があります。そして町民バスがある。この2つにつきましては、定時性に優れるというような乗り物になろうかと思います。タクシーの場合は、利便性という部分でしっかり使えるという部分になってくると思う。そして、町の施策としてシニアカーの貸出しなど、そういう形でやるというような仕組みというのをやはり私たち議会議員も町民の方といろいろお話をしながら、このような形で運行していただければ1番やっぱりいいよねなど、そういう意見を行政の方たちと一緒に改善しながら、少なくとも私が1番大事だと思っているのは南阿蘇鉄道が全線開通するその時に、利用者にとって1番使い勝手がいいそういう形態をつくり上げていくことが1番必要かと思ってます。

最後に提案です。これも先ほど、町民バスのランニングコストということで政策推進課長の方にお尋ねしました。ここには、やはり南阿蘇鉄道にリンクをさせなければならぬというところが必ずあると思います。南阿蘇鉄道となれば、今現在考えられるのが高森町と南阿蘇村の沿線になります。そして、その時に大津町へ乗り入れという形もありますので、少なくとも高森町、南阿蘇村、大津町、そういう沿線自治体という形になってくる中で、例えば1番近いのが南阿蘇村ですので、南阿蘇村と共同で運行することによって利便性の向上や、いわゆる最終的なランニングコストの運用コストの削減が私の中では考えられますが、その点についてお尋ねしたいかと思えます。

先ほど、町民バスを使った旅のスタイルや商業施設や医院を利用されている住民の人、利用者がやっぱり有意義に使うということができれば、私はコストよりかは充実させるのが手だと、そこには逆に予算を組んでいってもいいのかなとは思っています。ただ、やはり高森は高森で終わらせる、南阿蘇村は南阿蘇村で完結してくれというのは、どうしても2次交通として考える場合は、やはりちょっと無理があるので

はないかと思ったりします。

その中で、持続可能な南阿蘇鉄道にしていくというこれ大事なところです。それを南阿蘇鉄道にしていくために、利用者の満足度を上げるためにも、南阿蘇村を含めた2次交通の一層の充実が必要かと私は思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。町長よろしくをお願いします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず前提として、議員が質問なされた中で住民が主役というところが基本かなとの趣旨かなと思います。使い勝手がよいというところを提案なされているのではないかなと思います。その中で、これ議論を2つ分ける必要があると思うんですけど。地元住民の方の2次交通なのか、それとも再生協も含めて南鉄で現在予測してる年間25万人以上、南阿蘇地域だけで観光客が約600万から700万人を目指している。そこまでありましたので。それを担保できる観光の2次交通、駅からの。これを2つを全部一緒にするとすると、議員がおっしゃるように一番使い勝手が良いんですが、現実上どうかかなというふうに思っております。

その中で、最終的には、現在あるものを使うとするなら南阿蘇村ゆるっとバス。これ運行の主体は産交バス株式会社さんでありますので、この議員が提案されるというよりも思われてる共同運行については、お互いの町村の利便性向上、コスト削減に繋がっていくということは間違いありませんので、沿線地域公共交通活性化協議会の中でこれは議論を進めていくべきではないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、全部が一緒になればいいんですが、これは2つに第1弾は分ける必要があるのではないかなというふうに考えます。そして、さらに私は過去も提案をしてきたわけですが、今後議員さんも改選を控えておりますので、私はやはり次の世代、次のところで、この現在の子どもたちの通学も含めた上での住民利便性向上の一体型、それと観光の一体型というところを最終的には一緒になればいいんですが、まずはそれを各々を充実させていくべきではないかなと。それが、使い勝手が良いという評価に繋がってくるのではないかなというふうに思います。

ただし、議員も御承知のように、通学の方に関しては普通交付税措置ですね。公共交通に関しては特別交付税で、特交だったら当然これはやりやすい。普通交付税というのは、バス1台でいくらというふうに決まっているというふうにお聞きいたしております。ですので、財源のその核となるところというのもまた違うのを一緒に合わせてやるやり方も考えなければいけない。

それと1番大事なのは、そもそも現在産交バスが運行されてますが、例えば住民が使い勝手がよい、要は町民バスプラス通学バスを実現するとなるとどこが運営主体になるのかと、経営主体になるのかというところ。果たして今後人手が足りるのか、免許を持たれてる方がそれだけ集まるのか。そして、1番課題はデジタル化に対応ができるのか。送る側もそう、私たち側もそうだけど、受け側の高齢者の方がデジタルの配車に対応できるのか、これをすごく考えなければいけない。

一方で、南鉄の2次交通として観光の例えば南阿蘇村と一体化のバスのルートをつくったとしても、そのやはり事業所が果たしてどうなのかというところは、私かなり大きな課題になってくるのかなというふうに思っております。

その中で、先ほど住民福祉課長が答えましたが、タクシーチケット議員さんからの提案ということで、前向きに検討はさせていただきたいと思いますが、これは、本来であるならやはり政策推進課や私たち執行部あたりで、議員が御承知のように公共交通施策の中で、例えばこれは誰しものが公平に利用しやすいように商工会のチケットの中でも利用できる、もしくは観光協会が発行するチケットでも利用できるようなところにバーンと補助金出して、皆さんが使っていただくというようなことだったら実現しやすいのではないかなというふうに思っております。

シニアカーに関しては、御承知のように自転車と同じルールですので、自動車ではございませんので、自転車が走る今サイクリングロードというのも流行っておりますので、そういう中でシニアカーが安全に走れるような時代が来ればいいかなというふうに考えているところでございます。

一気に多分進まないと思いますが、南鉄が復旧と同時にできるとするならば、現在やってる公共交通の中でやはり南阿蘇村との、ゆるっとバスとの協議だったら進められる。ただし、果たしてそれで全てがいいのかとなったときに、観光客はそれでいい

と思いますが、そこにいきなり町民、村民となるとこれはまた大きなところが出てきますので、2つに分けて考えて、最終的な次の世代のときにはその次の世代でも一緒になれるような、また事業者もつukらないといけない。果たして特交でいいのか、特効が認められるのか普通交付税なのか。いろんなところも含めて、具体的に対応していくべきではないかなというふうに思っておりますし、そういう公共交通に関する、観光施策に関するようなことを担ってくれるようなベンチャー企業だったり、そういう若い世代の企業の方がいらっしゃることによって、より利便性が将来は増すのではないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 答弁ありがとうございました。

私も観光協会長という職を6年しております、どうしても公共交通といういわゆる住民を主体とした交通スタイルと、観光客というのを相手にしたスタイル。これというのは、どうしてもなかなかリンクしないというか難しい問題というのは私も重々承知はしております。ただ、今ある材料でどのように回していくかという形になれば、やはりその接続、そこを例えば南阿蘇鉄道の列車とバスの待ち時間を短くするなど、そういうところでしか今のところはクリア出来ないのかなというのもわかってます。

やはり観光客目線でいけば、例えば南阿蘇鉄道で来ました、そこから草部吉見神社に行きますと。どうやって行くのですかという話がやっぱりどうしても出るわけですから、これは。こういう質問はいろいろずっと受けておりました。その中で、例えば提案をしていくにもなかなか提案が出来ないという状況もありましたものですから、できれば今これ以上のものが準備出来ないとなれば、今あるものでそういうクリアをぜひとも検討していただけたらという思いから質問をした次第ではあります。

また、先ほど町長が大事なことをお話ししたんですけども、いわゆる運営してくれる誘致企業、これは非常に大事だと思います。理想は、おそらく地元で組織をして、地元の方が受付、配車までするような事業者が生まれるというのが1番良いのかもしれませんが、そこにはなかなかノウハウがない中で、地元の方がするのは非常に難しい部分もあると思います。

もっと簡単なところでいけば、民間の会社ですのであんまりそこに行政がドンとま

ず入るわけにはいかないと思いますけども、高森町にはタクシー業者が2社ございます。そのタクシー会社も先ほども話が出ましたが、運転主が実際あと何年間確保出来て何台回せるのかというのは非常に大事な問題と思います。

ではタクシー会社がなくなれば、町民バスだけで対応できるのかといたらそういうわけでもないと思う。先ほども話が出ましたが、社会福祉協議会がされている自家用自動車有償旅客運送事業ですか、これについて町内町外ということで運行されています。ただこれにつきましても、では今から土日はどうなるのかとなった場合に、何もなくなれば誰も動けなくなるようになるという未来は下手したらある可能性があります。

そういうところも含めて、もしよければそういう一体型で運用していただけるという会社ができるなら、するという気があるならば、ぜひとも今後の交通形態というのを守るためか、そして町長もそして多分私たちもですけども、これは将来にわたる交通形態の担保として、これから動いていかなければ次世代に渡すときに実際に次世代の方が非常に困るというような未来もありますので、これは全員で考えていってもらえたらと思います。

すいません。今日は、ちょっと私が長々話すことが多くて答弁がちょっと少なくて申し訳なかったんですけども。こういう交通形態につきましては、これから通学も通勤もそして観光客も、やはりその南阿蘇鉄道を使って来られる方そこも含めた上で、皆さんで考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。これをもって、一般質問を終わります。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。なお、明日は常任委員会予定になっておりますのでよろしくお願いをいたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後1時47分